

## オンライン本会議の実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、国の緊急事態宣言が全面解除された後に、再び感染が拡大するなど、終息が見込めない状況にあります。

こうした中、密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる3密を避けるといった行動があらゆる場面で求められており、これは、議会運営においても例外ではありません。しかし、地方自治法第113条及び第116条第1項における出席の概念は、現に議場にいることと解されているため、感染防止を目的としたオンラインでの本会議の開催はできないものとされています。

一方、総務省は令和2年4月30日付で、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をオンライン会議により開催することについては、会議規則の改正等の措置を講じたうえで、差し支えないとの通知を発出しました。これは、3密を避けた議会運営に繋がるものですが、本会議においても同様な対応が認められたものでないため、十分な対応とはいえません。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策、また、災害発生時等の非常時に備える観点から、委員会と同様、本会議についてもオンラインによる開催を可能とするため、地方自治法において必要な改正を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月30日

上田市議会議長 土屋 勝 浩